

伊勢市景観計画に関する指針

平成 25 年 6 月 14 日
平成 26 年 9 月 1 日改正
平成 28 年 2 月 15 日改正
平成 30 年 7 月 5 日改正

第 1 伊勢市景観規則第 2 条第 13 号に掲げる市長が指定するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 屋台、その他これに類するもの
- (2) パーゴラ、藤棚、その他これに類するもの
- (3) 橋梁、歩道橋、水管橋、その他これに類するもの
- (4) 風力発電施設（建築物に付随するものは除く）

第 2 伊勢市景観規則第 7 条第 6 項（ 1 ）及び（ 2 ）に掲げる市長が指定するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 道路等の公共空間から容易に望見できないと認められるもの。

第 3 伊勢市景観計画 第 1 章 1 景観計画区域 （ 2 ）沿道景観形成地区の指定の取扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 現況道路端並びに鉄道敷地端及び都市計画道路端から 15m の範囲に敷地があるものは沿道景観形成地区として扱うことを基本とする。
- (2) 路線と並走する側道、河川等がある場合は、その端から 15m の範囲を含んで沿道景観形成地区として扱うことを基本とする。
- (3) 路線との間に建築物が立地する程度の敷地等を挟む敷地、又は旗ざお状敷地等、当該敷地が路線から望見することが容易でない敷地又は将来的に望見することが容易でなくなると見込まれる敷地については、15m の範囲内に敷地があっても一般地区として扱うものとする。
- (4) その他、15m の範囲に入っているが路線から望見することが容易でないと認められる敷地又は将来的に望見することが容易でなくなると見込まれる敷地等で、この項目に定めがない場合においては、協議の上地区の扱いを決定するものとする。

第 4 伊勢市景観規則第 7 条第 3 項で定める行為について、行為に係る土地の面積とは、行為地の区域の面積ではなく、土地の形質の変更を行う面積を 3,000 m²とする。また、形質の変更とは、都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為において生じる切土、盛土等に準ずるものとする。

第 5 一般地区及び沿道景観形成地区における景観形成基準のうち色彩について、マンセル値の明度及び彩度は、小数点第 2 位を四捨五入し、基準への適否判断を行なうものとする。